

「道の駅あらエッサ」テナント出店者募集要項

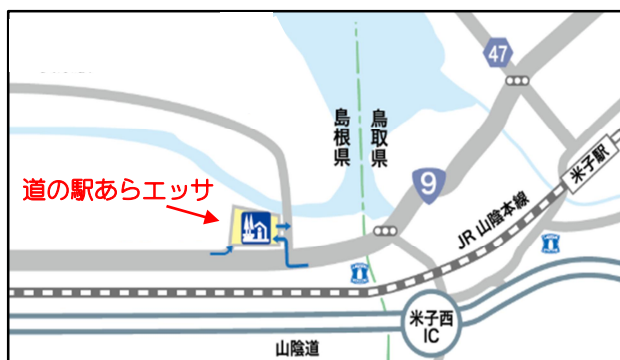
1. 募集の趣旨

道の駅あらエッサ（以下「道の駅」という。）は、平成23年4月に国道9号沿いの交通の利便性に優れた場所にオープンし、道路利用者に快適な休憩の場を提供するとともに、地域製品の販売や地元食材を使った飲食を通じて、地域の賑わい創出や産業振興を目指す施設として運営しています。

こうした目的で設置された道の駅の利用者に、地元食材を使用した軽食やデザート、飲料等を提供するレンタルブースのテナント出店者（以下「出店者」という。）を募集します。

2. 施設の概要（道の駅全体）

- (1) 名 称 道の駅あらエッサ
- (2) 所 在 地 島根県安来市中海町118番地1
- (3) 管 理 者 安来市（一部は国管理）
- (4) 敷地面積 約13,549 m²
- (5) 施設構成 レンタルブース、農産物等直売所、海産物等販売所、古民家レストラン、休憩・情報コーナー、多目的施設、多目的広場、トイレ、授乳室、道の駅事務所、駐車場
- (6) 駐 車 場 大型車14台、小型車76台、身障者2台
- (7) 年間来場者 令和7年度実績：約23万人（4店舗合計の客数） ※休憩利用者除く
※月別来場者数（令和5～7年度）は別紙参照



3. 募集施設（レンタルブース）の概要

- (1) 延床面積 12.54 m²
- (2) 構 造 木造平屋建 ※平面図参照（8ページ）
- (3) 位 置 位置図参照（8ページ）
- (4) 施設形態 テイクアウトによるカウンター販売施設

4. 応募資格

応募者は、次の要件を全て満たしている団体（法人を含む）又は個人事業主とします。

- (1) 道の駅の設置目的を理解し、管理運営に協力的であること。

- (2) 市及び他のテナント出店者と協調、協力できること。
- (3) 地元製品の活用等により良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有していること。
- (4) 安定した経営能力を有していること。ただし、初めて事業を行う者については、出店計画書に加え、専門家の支援により能力を補完・証明できること。
- (5) 営業に際して必要な、食品衛生法等の各関係諸法令に基づく全ての許可及び免許を有している、又は許可及び免許を有することが確実であること。
- (6) 公租公課を完納していること。
- (7) 過去の営業において、法令に違反し、罰則等を受けたことがないこと。
- (8) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号に該当する団体又は団体に属する者

ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てがされている者又は同法附則第 2 条の規定による廃止前の破産法第 132 条若しくは第 133 条の規定による破産の申立てがなされている者

5. 出店条件

(1) 出店方法（使用許可）

出店にあたっては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、レンタルブースの行政財産使用の許可を行います。なお、この許可期間は原則 1 年とし、毎年度更新が必要となります。

(2) 出店期間

出店の期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日の 5 年間とします。ただし、当該期間終了時に良好な実績をあげており、かつ、市及び出店者双方に継続の意向がある場合は、さらに 1 年間の延長を可能とし、以後も同様とします。

(3) 営業開始日

令和 9 年 4 月 1 日以降、営業準備が完了した日から営業を開始してもらいます。

(4) 営業日

営業日は原則年中無休（年末年始を除く）とします。ただし、やむを得ず休業日を設定の場合は週 1 日までとし、市と協議のうえ決定します。なお、特別な事情がない限り、連続 2 日以上の上の休業は行わないでください。

(5) 営業時間

他のテナント出店者の営業時間と調和を図ることとし、市と協議のうえ決定します。

(6) その他の条件

ア テナントの名称については、道の駅のイメージと適合するものとし、市と協議の

うえ決定すること。

イ 従業員、パート職員等については、可能な限り安来市在住者を雇用すること。

ウ 出店者は、自らで準備する POS レジシステムの利用により売上げ及び仕入れ等を管理することとし、市の指示に従い、定期的に売上実績等を報告すること。

エ 出店者の責めに帰す事由により、建物やテナントの内装及び備品等を汚損、破壊した場合及び出店者が退去する場合は、出店者の負担により原状回復すること。

オ 営業上必要な許認可の申請、取得は、出店者にて行うこと。

カ 出店者が提供する飲食物は、道の駅利用者のニーズや季節に応じた軽食やデザート、飲料等とし、可能な限り地元産品を使用した商品開発及び販売を行うこと。

キ テナントの運営については、出店者の直営を原則とし、賃借権等の第三者への譲渡は認めない。

ク レンタルブースの内装等を変更する場合は、あらかじめ市と協議のうえ行うこと。

ケ 出店者が使用する厨房機器は、出店者の負担により設置すること。ただし、現在設置してある業務用シンク、電気温水器、エアコンについては、そのまま使用することを可能とする。

コ 道の駅の活性化を目的に月 1 回開催する「道の駅あらエッサ活性化委員会」に、特別な事情がない限り出席すること。

サ 出店者は、営業等に係る関係諸法令を遵守すること。

シ その他、本要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と出店者の協議により定める。

6. 出店に係る費用負担

(1) 施設使用料

年間売上額の 4%に消費税を加算した額とし、市の発行する納入通知書により、指定する期限まで納付することとします。

(2) 光熱水費等

光熱水費、燃料費、消耗品費、清掃及びごみ処理等の衛生管理費用については、出店者の負担となります。なお、電気・上下水道料金については、市の発行する納入通知書により、指定する期限まで納付することとします。

(3) 備品購入費（厨房機器等）

市が現在設置する業務用シンク、電気温水器、エアコンを除き、その他営業に必要な厨房機器、什器及び調理器具などの購入費用については、出店者の負担となります。

(4) 通信費

電話代等通信に関する費用は、出店者の負担となります。

(5) 工事費

通信回線（電話及びネット回線等）の整備、そのほか営業のために必要な設備及び内装工事、店舗サインの設置に係る費用は、出店者の負担となります。

(6) 修繕費

出店者が設置した設備や機器に係る修繕費用は、出店者の負担となります。ただし、市が設置する設備や建物に係る修繕費用については市の負担とします。（出店者の故

意、又は過失による損傷や不具合等は除く。)

(7) その他の費用

上記のほか、営業に際して必要となる費用の負担については、市と協議のうえ決定することとします。

7. 募集～出店までのスケジュール

項目	日程
募集要項の公表、募集開始	令和8年10月5日(月)
応募受付期間	令和8年10月5日(月)～11月30日(月)
質問受付期間	令和8年10月5日(月)～11月20日(金)
質問回答	随時
選定委員会 ※プレゼンテーションによる審査	令和8年12月下旬(予定)
選定結果通知	令和8年12月下旬(予定)
出店予定者との協議	令和9年1月中旬(予定)
出店開始	令和9年4月(予定)

8. 応募方法

下記に定める応募書類を安来市ホームページからダウンロードし、持参又は郵送により期間内に提出してください。なお、提出のあった書類の内容から知り得た個人情報等については、本出店者選定の目的以外では一切使用しません。

(1) 応募書類

① 出店誓約書(様式1)

② 出店申込書(様式2)

③ 会社(店)概要書(様式3)

※収支決算等直近3年間の事業実績が分かる決算書を添付してください。新規に会社等を設立して応募される場合は、資金等経営計画が具体的に分かる書類を添付してください。(様式任意)

④ 出店計画書(様式4)

⑤ 出店計画妥当性確認書(様式4-2) ※初めて事業を行う場合

⑥ 営業方針等(様式5)

⑦ 法人登記事項証明書(個人の場合は住民票)

⑧ 法人税・固定資産税等の納税証明書(法人の場合)

住民税・固定資産税等の納税証明書(個人の場合)

(2) 応募受付期間

令和8年10月5日(月)～令和8年11月30日(月)

(3) 提出部数

各2部

(4) 質問の受付及び回答

募集要項に記載された内容等に関する質問がある場合は、「募集要項等に関する質

問書（様式 6）」に必要事項を記入の上、メール、持参又は郵送にて提出してください。（メール提出の場合のタイトルは、「出店者募集要項等に関する質問」と明記してください。）

① 質問の受付期間

令和 8 年 10 月 5 日（月）～11 月 20 日（金）
午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝日を除く）

② 質問に対する回答及び公表（随時）

質問者へメール等で回答するとともに、質問及び回答内容を市ホームページに掲載します。

③ 留意事項

回答内容については、本募集要項と同等の効力を持つものとします。

（5）現地見学会

現地見学については個別対応としますので、希望される場合は担当課までお問い合わせください。なお、見学会での質問は受け付けません。

（6）提出先及び問合せ先

〒692-8686
島根県安来市安来町 878 番地 2
安来市政策推進部観光振興課
TEL（0854）23-3111
FAX（0854）23-3061
メールアドレス：kankou@city.yasugi.shimane.jp

9. 審査方法等

（1）審査の方法

- ① 審査は、選定委員会でプレゼンテーション審査を行い、審査基準に基づき総合的に判断した上で、出店者を決定します。なお、選定委員会の開催日や開催場所などは、応募締切り後、応募者に通知します。
- ② 応募者が 1 者であっても選定委員会を開催し、プレゼンテーション審査を行います。なお、審査の結果、いずれの応募者も基準点を満たさなかったときは再度募集を行う場合があります。（基準点 60 点／満点 100 点）
- ③ 選定委員会は非公開とします。

【審査基準】

	審査項目	審査のポイント	配点
1	営業方針等	道の駅テナントにふさわしい営業方針・コンセプトを立てているか。また、出店に必要な従業員を十分配置できる計画となっているか。	15
2	道の駅の魅力向上への貢献・商品販売力	利用者のニーズ（季節に応じた商品販売等）に合った商品やオリジナリティがある商品、地元食材等を使用した商品を開発・販売し、一年を	20

		通して道の駅の魅力向上に貢献できる出店計画となっているか。	
3	経験及び実績	経営者及びスタッフが出店内容に関して十分な経験を有しており、適切な店舗運営や衛生管理、接客など行うことができるか。また、良質な商品及び優良なサービスを提供できる能力と実績を有しているか。	20
4	出店計画の妥当性	会社（店）の営業実績や経営者の経験等を踏まえ、出店計画や収支計画等が継続的かつ実現可能なものとなっているか。	15
5	地域経済力への波及効果	地域活性化につながる店舗運営や従業員の地元雇用を行う等、地域経済への波及効果が期待できるか。	15
6	経営安定力	道の駅テナントにおいて、安定した営業を継続できる経営能力を有しているか。	15
	合計		100

（２）審査結果の通知・公表

すべての応募者に対して審査結果を文書で通知するとともに、選定された出店予定者を市ホームページにて公表します。

なお、選定の内容に関するお問い合わせは受け付けません。

（３）選定の取り消し

出店予定者が次に掲げる事項に該当すると認められたときは、審査の結果通知後であっても選定の決定を取り消すことがあります。

- ① 応募に関する書類及び審査の際の説明等に虚偽が認められた場合
- ② 本要項で定める応募資格を満たさなくなった場合
- ③ 出店予定者の資金事情の変化等により、テナント運営が困難であると市が判断した場合
- ④ その他テナント出店者として不適格な事項及び事実が認められた場合

１０．出店の取り消し

出店者が次に掲げる事項に関する市からの改善要求に従わないときは、出店を取り消すことがあります。

- ① 本要項に定める応募資格や出店条件等を満たさないことが判明した場合
- ② 市に支払う施設使用料等を期限までに納付しない場合
- ③ その他テナント出店者として不適格な事項及び事実が認められた場合

１１．その他

（１）提案書類の取扱い

- ① 著作権

出店計画書等の著作権は、当該応募者に帰属します。ただし、市は、本出店に関する報告及び公表等のために必要とする場合は、出店計画書等の内容が無償で利用できるものとしします。

② 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。

③ 応募書類の返却

応募の際に提出された書類は、審査結果にかかわらず全て返却しません。

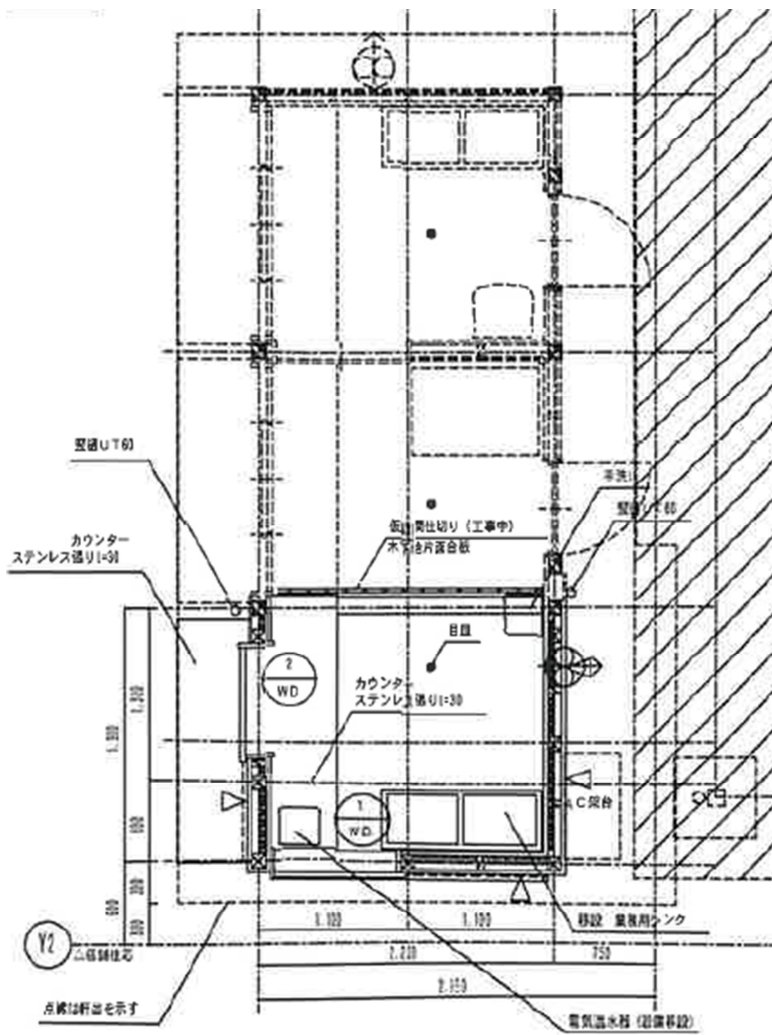
(2) その他

① 選定された方には、営業開始までの間、諸準備を行うとともに、市との出店に向けた協議に参加していただきます。その際、協議の過程で出店計画書の内容の変更をお願いする場合があります。また、協議の参加に要する費用は全て出店者の負担とします。

② 本要項に記載のある事項のほか、記載のない事項、疑義等については、出店に向けた協議の中で調整、決定していく予定です。

③ 各種図面等の閲覧を希望する場合は、期間内に限り安来市観光振興課で閲覧が可能です。事前にご連絡をいただき、時間等を予約した上で来庁してください。

平面図



テナント位置図

